平成２３年（フ）第９０６号
札幌市西区発寒４条４丁目７番16号　コーポ豊Ａ―101号
債務者　三坂　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２４号
北海道恵庭市相生町414番地
債務者　高津　里美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２５号
札幌市中央区南９条西16丁目１番10号　ルミエール高森Ｂ棟205号
債務者　黒田　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２９号
札幌市中央区南15条西14丁目２番７―106号
債務者　藤野　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４９号
札幌市東区北12条東13丁目２番11号　プラザN12―203号
債務者　四方　博之
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８号
群馬県高崎市八千代町４丁目16番１号　リバーサイドハイツ107号
債務者　齊藤　恵美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０３号
群馬県安中市板鼻3307番地11
債務者　淺見　光三
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１２号
群馬県高崎市吉井町吉井708番地１
債務者　堀越　昌彦
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１３号
群馬県高崎市吉井町吉井708番地１
債務者　堀越千榮子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２９号
埼玉県日高市鹿山61―１　県営住宅３―304、住民票上の住所埼玉県川越市大字藤間873番地10藤間コーポ２―101号室
債務者　前田美千代
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３５号
埼玉県狭山市大字南入曽926番地の２　メゾン町田306
債務者　青木　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３７号
埼玉県所沢市大字上山口1840番地の２　サロンドコーポ202
債務者　斎藤みちる
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５５号
埼玉県所沢市中新井２丁目284番地の５
債務者　小原　光一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８号
千葉県銚子市春日町2362番地の32　鈴木富夫アパート２号
債務者　野口ひろ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６号
新潟市中央区川端町１丁目４番地
債務者　板崎　邦治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８０号
新潟市東区寺山３丁目13番29号、前住所新潟市北区松浜本町１丁目９番15号
債務者　小黒　伸二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
堺市堺区北田出井町２丁２番27号　寺田マンション305号
債務者　三和防災設備こと　新名　　久
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係